

第三問

(満点 100点)

第四問とあわせ
時間 2時間

下記の問に答えなさい。

問1 「企業会計原則」は、一般原則で「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」としている。これを資本取引・損益取引区分の原則という。この原則について、次の(1)~(3)に答えなさい。

- (1) 資本取引と損益取引の内容を説明し、資本取引・損益取引区分の原則が必要な理由を具体例をあげて述べなさい。
- (2) 利益処分により利益剰余金を増減させる取引は、資本取引と損益取引のいずれに分類すべきか、資本金と損益会計という概念を用いて説明しなさい。
- (3) 役員賞与の支払いは、資本取引と損益取引のいずれに分類すべきか。役員報酬の処理と対比させて説明しなさい。

問2 有価証券報告書に記載されている当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」第87条により、米国における「一般に公正妥当と認められる会計原則」に基づいて作成された「米国式連結財務諸表」である。そのため、わが国の「一般に公正妥当と認められる会計原則」に準拠して作成された連結財務諸表と比較すると、その内容及び金額が異なる場合がある。これに関する次の(1)および(2)に答えなさい。

- (1) 「米国式連結財務諸表」において、新株発行費は資本勘定からの控除項目として処理されている。この処理とわが国の会計基準に従う会計処理とを比較し、両者の相違が生じる理由を説明しなさい。
- (2) 上記(1)の事項について、有価証券報告書の経理の状況が「米国式連結財務諸表」によって記載されている場合、利害関係者の判断を誤らせないため、どのように配慮することが必要になるのか具体的に説明しなさい。